

## 審 査 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の9第1項
処 分 の 概 要：練習射撃場の指定
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め：銃砲刀剣類所持等取締法第9条の9第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、 第47条第1号・第2号ハ（教習射撃場の管理者及び管理方法の基準）、 第63条（練習射撃場の管理者及び管理方法の基準）、第50 条（教習射撃場の指定の申請の手続）、第64条（練習射撃場の指 定の申請の手続）
審 査 基 準：銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第47条第1号の「必要な知識」 とは、練習射撃場の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る 種類の銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をい い、「経験」とは、射撃場の運營業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。
標 準 処 理 期 間：30日
申 請 先：練習射撃場を管轄する警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：